

和光市と明治安田生命保険相互会社との  
健康増進等に関する連携協定書

和光市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、健康増進等に関する取組を推進するにあたり、相互に連携・協力することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が健康増進等に関する取組に関して緊密に連携し、協力することにより、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進等や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、ライフステージに応じた健康増進等に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項について、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働して実施することが有効な事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により連携して取り組むことについて合意した事項について、その具体的な実施方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲及び乙は、前2項の規定により連携して取り組んだ事項について、その結果、今後の実施方法等に関して、随時協議を行うものとする。
- 5 本協定は、その締結をもって、乙が実施する全ての事業に関して、甲が後援、共催等を行うことを保障するものではない。
- 6 乙は、甲と本協定を締結している旨を書面、インターネットその他の情報伝達手段を用いて対外的に示そうとする場合には、あらかじめその写し（写しを提出することができない場合はデータによることも可）を、甲に提出するものとする。

（秘密保持の義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の実施に当たり相手方から取得した秘密情報を、相手方の事前の承諾なしに本協定に基づく連携・協力の実施以外の目的に使用してはならず、かつ、第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して個人情報以外の情報を必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(協定の解除)

第4条 本協定は、甲または乙のいずれかの申出により解除することができる。この場合において、甲または乙は、本協定を解除しようとする日の1月前までに相手方に書面により通知しなければならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管するものとする。

令和6年3月22日

和光市広沢1番5号

甲 和光市

和光市長 柴崎 光子

東京都豊島区東池袋一丁目27番12号

乙 明治安田生命保険相互会社

池袋支社 支社長 中井 勝敏